

[事案 17-6] 更新前保険料による保険契約継続請求

- ・平成 17 年 6 月 7 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 5 月 1 日 和解成立

< 事案の概要 >

営業担当者から保険料の更新に関する誤説明があったのだから、その説明どおりの条件での契約継続を求めて裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

満 58 歳時に保険料値上げの通知を受け、営業所長から説明資料で満 65 歳の保険料払込期間までは保険料の変更はないとの説明を聞いた。しかし、60 歳時に再び特約（定期保険特約と災害割増特約）の更新による保険料引上げの話があったが、58 歳時に受けた説明どおり、60 歳以降も更新前と同じ保険料で同額の保障を求める。

< 保険会社側の主張 >

当時の所長に確認したところ、60 歳時で両特約の保険料が変わるという説明が言葉足らずであったことを認めており、同所長も電話や手紙で申立人に対し謝罪をするとともに、当社も改めて謝罪のうえ、契約を平成 16 年 3 月に遡及して自動振替貸付（本件契約は平成 16 年 3 月に口座振替停止のため自動振替貸付を適用し、最終入金月は 17 年 2 月で、失効状態となっている）取消と減額更新あるいは非更新を再三提案したいと申し出たが、申立人には応じてもらえなかったものである。

60 歳時で両特約の保険料が変更することについては、営業所長の提示資料には書かれていないものの、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率により新たに計算される旨の説明は、申立人に交付した設計書、ご契約のしおり - 定款・約款、保険証券、特約更新のご案内に明記されている。

また、生命保険契約は約款に基づく附合契約であって、契約者が個々に都合や意思によって自由に約款に定められた契約条項を変えることはできないので、担当者から約款と異なる説明があったような場合でも約款とは異なった説明内容に従った合意がされたと解すべきではないと考えるもので、申立人の要請には応えられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申立人、答弁書の審理を進めるとともに、申立人および相手方会社から事情聴取を行い和解の余地をさぐったところ、相手方会社から従来より提示してきた和解案を再提案するとの意向が示された。そのため裁定審査会は申立人に対し保険会社の意向を伝えるとともに、裁定審査会としての和解案を提示したところ、和解に応じたいとの申出が出されたので、和解契約書を作成し、当事者双方に交付し双方の合意を得て、和解契約書の調印をもって解決した。